

平成28年度事業計画書

1. 基本方針

東日本大震災及び原発災害から5ヶ年が経過し、長期化する避難生活に伴い、それに対応する多様なニーズの把握や避難の広域化など、課題が山積しており、地域福祉の先駆けである社協の取組みが期待されていることに鑑み、避難者支援活動のうち国、県そして町の活動を補完する立場であることの使命感をもって事業に取り組めます。

2. 重点目標

(1) 帰町に向けて組織体制の準備

平成29年3月帰町予定に向けて、浪江町内での拠点を確保すると共に事務局（ボランティア担当含む）、生活支援相談員の職員を配置し帰町住民の支援体制を整える準備をする。

また、訪問介護事業所等については、ハローワークや浪江町社会福祉協議会ホームページ等で募集予定。しかしながら、浪江町での訪問介護事業所の再開は、南相馬市や浪江町在住者からの専門職員確保が困難な状況もあり、様々な人的ネットワークを駆使した人材発掘・育成を図りながら取り組めます。同時に再開できるまでの間、南相馬市社協との連携・協力も視野に入れながら進めて参ります。

(2) 被災者支援活動の推進

本会が有するネットワークを活用し、広域避難に対応すると共に「がんばろう！なみえ復興支援センター」の運営充実を図ります。

また、生活支援相談員（県委託事業）活動を通し情報提供やコミュニティ構築に努め、本会ホームページの充実と情報発信を積極的に行います。

(3) 介護・福祉サービスの調整

高齢者等の要援護者が安心できる各種サービスを調整します。また、事業継続のため人材の育成に努めます。

(4) 組織基盤の強化

職員が意欲を持って働けることができ、町民の期待に応え信頼できる組織づくりを推進します。

3. 法人運営事業

(1) 許認可

社会福祉法人浪江町社会福祉協議会定款、諸規定の整備を図ります。

(2) 処務

職員の資質向上や福利厚生に努め、適正な事務処理を行う環境の整備を図ります。

(3) 各種会議の開催

- ① 理事会、評議員会の会議等における庶務を行います。
- ② 各種団体の育成に努めます。

(4) 広報紙「はぐくみ」の発行

4. 苦情解決体制の充実

相談・苦情に対する社会性や客観性を確保するため解決体制を設け、事業所としてのサービス向上を図ります。

[受付担当者 2名 解決責任者 2名 第三者委員 2名]

5. ボランティア推進事業

がんばろう！なみえ復興支援センターを平成23年6月14日設置後、ボランティア団体との調整による支援策など役割を果たして来ました。引き続き活動を推進します。

また、今後、帰町に向けた住民支援の一環としての準備・検討を行います。

6. 総合的な生活支援

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協委託）

低所得世帯や障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を図るため、以下の資金があり主に震災以前の貸付に対する償還事務を行います。

- ① 総合支援資金・・・失業等による生活維持の為の立直し資金
- ② 福祉資金・・・住宅改修や生活上一時的に必要な経費のための資金
- ③ 福祉資金・・・緊急小口資金で緊急かつ一時的に生計維持のための資金
- ④ 教育支援資金・・・高校大学等の就学のための資金

- ⑤ 不動産担保型生活資金・・・住宅等を担保とする生活資金
- ⑥ 生活復興支援資金・・・東日本大震災の被災世帯に対する②資金

(2) 「生活支援相談員」配置事業（県社協委託）

- ① 大震災・原発避難者に対する相談や情報提供などの交流を中心とした支援活動を行うことにより避難者同士の結びつきに努めます。
- ② 避難者ニーズの把握に努め、「できることから」活動します。
- ③ 関係機関との連携により見守り・声掛け等を行います。

(3) 生活援助資金貸付事業

一時的な生活費や医療費など生活支援のため資金を貸付していたが、原発災害による賠償金や補償金により当面本事業は休止とします。

(4) 災害生活援助資金の特例貸付

大震災及び原発災害の避難者を対象に緊急貸付を実施したが、据置期間の2ヶ年が経過し平成25年から償還が始まり引き続き収納に努めます。

7. 高齢者福祉事業の推進

(1) 福祉サービス利用援助事業（県社協委託）

認知症高齢者・障がいのある方等を対象に福祉サービスの利用や生活に必要な金銭の出し入れ等の支援で、地域で支え合うことを理念とする事業を再開に向け準備していきます。

(2) 福祉用具貸与事業

けが等により日常生活に支障をきたしている状態の一時的改善のために福祉用具を貸出いたします。

尚、介護保険による福祉用具レンタルの対象とならない方が、対象です。

8. 福祉車両運行事業

(1) 車いす同乗自動車貸出事業

自力歩行困難な方の外出を支援する目的で、家族、親族が運転する車の貸出をします。但し原則月2回以内と燃料費は自己負担となります。

(2) 福祉バス運行事業

社会福祉協議会が事務局等に関係する団体に限り運行していきます。

9. 心配ごと相談所

法律相談など弁護士で組織され団体等が避難者支援として個別相談があるので、本会としての活動は引き続き休止とします。

10. 共同募金配分事業

台湾共同募金の助成を受け広域避難を余儀なくされた福祉団体維持のために活用します。

☆老人クラブ連合会をはじめとする団体に補助金交付

☆広報紙の発行

11. 会員等の募集

(1) 本会員

広域避難により会員募集や会費徴収は停止します。

(2) 各種運動

各種運動の取組みは困難であり当面休止します。

- ① 日赤社員増強運動・・・日本赤十字社を通し災害等の際の救護活動
- ② 赤い羽根共同募金運動・・・募金活動を通じ個人、団体、グループの育成
- ③ 歳末たすけあい募金運動・・・共同募金の一環として運動

(3) 社会福祉事業協力寄付金

社会福祉事業へ善意の篤志寄付金、遺志寄付金を基金として積立ており、これらを原資として各種事業の継続を図ります。

12. 介護保険事業

- (1) 居宅介護支援事業・・・ケアマネジャーが円滑に介護保険サービス利用のための計画作成
- (2) 訪問介護事業・・・休止
- (3) 訪問入浴介護事業・・・休止

13. 障がい児者居宅介護等事業

障害者自立支援法に基づく指定居宅介護事業所（身体障がい者・知的障がい者・児童・精神障がい者）・・・休止

14. 福祉団体育成の支援

大震災・原発避難で広域化する居住環境等により組織を維持発展させることが困難な状況であり、活動しやすい環境づくりに努めます。

[事務局としての支援]

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 老人クラブ連合会 | ③ 民生委員協議会 |
| ② 戦没者遺族会（町・郡） | ④ 身体障がい者福祉会 |

[助成金交付としての支援]

- | | |
|------------|--------------|
| ① ゲートボール協会 | ③ グラウンドゴルフ協会 |
| ② 大震災遺族会 | ④ パークゴルフ協会 |

15. 福島県社会福祉協議会

上部機関との連携が本会における経営課題の的確な把握や人材の育成等に必要不可欠であり、大震災・原発事故を契機として本会の存続と運営には、益々重要であることに鑑み県社会福祉協議会に支援・指導を求めます。